

いじめ防止基本方針

広尾学園中学校・高等学校

平成26年5月13日

学内運営会議決定

令和6年11月11日改訂

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

ア 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

イ 学園の責務

本学園は、「自律と共生」の理念の下、生徒の主体性や自律心を培い、友情や連帯を大切にできる心を育てることを重視したぬくもりある教育を目指す。この理念を踏まえ、学園全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

ウ いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。

エ 基本方針の策定

本「いじめ防止基本方針」（以下「学園の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学園、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条1項の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめ防止のための組織

学園におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

ア 構成員

学園管理職・生徒部統括部長・学年部長・学級担任・学年生徒指導担当・養護教諭
・スクールカウンセラー

イ 設置期間

委員会は、常設の機関とする。

ウ 所掌事項

委員会は、学園が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめの防止等に関すること。

3 防止の取り組み

ア 啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

イ 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、生徒の道徳教育及び体験活動等の充実に努める。

ウ 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

4 早期発見の取り組み

ア 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

イ 定期的な調査や観察

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

ウ いじめの疑いのある事案を把握したとき

生徒、保護者及び教職員等から、学園に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

5 いじめへの対処

ア 事実の有無の確認や報告

(1) 事実の有無の確認

必要に応じて観察、質問票の使用、聴取り調査等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という。）を行う。

(2) 学園の設置者への報告

調査結果について、学園の設置者に報告する。

イ いじめがあったことが確認された時の対応

(1) いじめを受けた生徒等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を行う。必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った生徒等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と迅速に共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

ウ ネット上のいじめへの対応

S N Sに個人情報を書き込むことは校則で禁止されている。故意に悪意のある書き込み等を行った場合は、指導の対象となる。

エ 重大事態への対応

(1) 重大事態調査委員会の設置

法に規定される重大事態が生じた場合、学園の設置者はその対応及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会（以下「調査委員会」という。）を、学園に設置する。

・ 構成員

いじめ対策委員会の構成メンバーに、事態の状況等を鑑みて学園の設置者が必要と認めた場合は、第三者の専門家・有識者などを加える。

・ 設置期間

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

・ 所掌事項

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。

(3) 東京都（私学部）への報告等

重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに東京都（私学部）に、その旨を報告する。重大事態への対応について、必要に応じて、東京都（私学部）と連携、協力して対応を行う。

オ いじめへの対応に係る流れ

学園における、いじめへの対応に係る流れについて、別紙のとおり定める。

6 学園の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学園の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。